

屋外広告物には設置の「ルール」があります

屋外広告物は、街を彩り、私たちにさまざまな情報を提供してくれます。しかし、無秩序な設置は、街の景観を損ない、時には事故につながることもあります。こうしたことを防ぐために、鹿児島県屋外広告物条例でルールが定められています。

ルールの概要

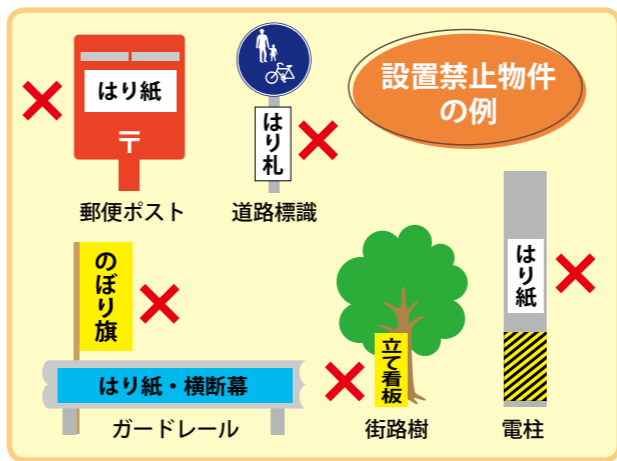
- ① 屋外広告物を「出せる場所」と「出せない場所」があります。
- ② 場所によって許可面積が異なります。
- ③ 場所に関わらず、設置が禁止されている物件(禁止物件)があります。
- ④ 一定規模を超える広告物は管理者を置く必要があります。
- ⑤ 著しい色あせや塗料の剥がれがあるもの、老朽化して倒壊・落下の恐れがあるものは設置できません。

設置には市の許可が必要です

新たに屋外広告物を設置する場合や既に設置してある物を更新・変更する場合は、事前に市の許可が必要です。ただし、自分の店・会社の看板をその店・会社の建物や敷地内に出す際は屋外広告物の大きさなどにより手続きが不要となる場合があります。屋外広告物を設置する際は、事前にご相談ください。

のぼり旗の設置を適切に

歩道や交差点付近、ガードレールなどに設置しているのぼり旗が多く見られますが、風で歩道や車道にはみ出して見通しを妨げるため、とても危険です。事故につながるようなよう、適切に設置してください。



国民年金保険料の免除・納付猶予制度

国民年金の免除・納付猶予制度とその対象

- ① 学生納付特例制度 学生の方
- ② 全額免除・一部納付(免除)制度 ①に該当しない方
- ③ 納付猶予制度 50歳未満で、本人と配偶者の所得が一定額以下の方

保険料が未納のままだと...

● 将来の老齢基礎年金が受給できないか、受給できても金額が少なくなる場合があります。また、一部免除の承認を受けても、残りの保険料を納付しないと、未納と同じ扱いになります。

● 障害や死亡といった不慮の事態が生じた際、年金を受け取ることができなくなる場合があります。

● 免除・納付猶予制度を利用しなかった場合は、原則2年間しか、さかのぼって納付することができません。

● 最大10年間さかのぼって追納することができます。ただし、3年目から、当時の保険料に加算額が上乗せされます。

【免除などの申請に必要なもの】

- 学生納付特例 4月1日〜令和2年3月末日
- 令和元年度分 7月1日〜令和2年6月末日
- 学生納付特例 4月1日〜令和2年3月末日
- 【免除などの申請に必要なもの】
 - 印鑑(スタンプ印を除く)、年金手帳身分証(運転免許証など)
 - 学生の方は、学生証の写しまたは在学証明書(原本)
 - 平成30年1月1日以降に離職した方は、離職票の写しまたは雇用保険受給資格者証の写し



(表1)

令和元年度保険料(月額)	
全額免除の場合	0円
4分の3免除の場合	4,100円
半額免除の場合	8,210円
4分の1免除の場合	12,310円

*下の表2も参照ください。

(表2)

	老齢基礎年金の資格期間には	老齢基礎年金額の計算には	万一の障害年金・遺族年金の保障は	後から保険料を納めたときには(追納期間)
全額免除	認められます	1/2として計算	あります	10年以内なら追納できます
4分の3免除		5/8として計算		10年以内なら、一部免除部分を追納できます
半額免除		3/4として計算		
4分の1免除		7/8として計算		10年以内なら追納できます
納付猶予		計算されません		2年を過ぎると納付できません
学生特例				
未納	認められません		ありません	

【受付窓口・問合せ先】

- ▼ 本庁保険年金課 国民年金グループ (内線2821) または各支所地域振興課
- ▼ 川内年金事務所(平佐町) (22) 5276

県条例および施行規則が左表のように一部改正されました。(平成30年12月25日施行)

項目	改正前	改正後
管理義務を負う者	表示者、設置者、管理者	表示者、設置者、管理者、所有者、占用者
点検の義務	規定なし	はり紙、はり札、立て看板、広告網(のぼり旗など)を除く全ての広告物(許可申請の適用除外も含む)
点検の主体(許可を得た広告物のうち面積10㎡超または高さ4m超の場合)	管理者	点検者(管理者資格+屋外広告物点検技能講習修了者)
点検の時期	規定なし	更新許可申請前3カ月以内

【問合せ先】 本庁都市計画課景観グループ(内線3423)
 ルールを守って設置し、安全で美しい街をつくりましょう。